柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会　御中

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付
参事官（地域防災担当）付

委員所感・質問・意見に対する回答について

ご依頼のございました標記の件について、別添のとおり回答いたします。

（中村　伸哉委員からの意見）

・柏崎、刈羽経済の発展、循環のために 7 号機の再稼働を改めてお願いしたい

定期検査（13 ヶ月に 1 度、工期 2-3 ヶ月）の時に各所から人が集まり地元経済は大きく回るが、1 基だけの為に民間事業者が対応できる事は限られていると感じる

2 基、3 基が順に稼働と定期検査する事で民間企業が対応できる事が増えると考える

（対関連省庁や地元自治体への意見）

（回答）

原子力施策の推進については所管していないことから、回答は差し控えさせていただきます。

（品田　信子委員からの意見）

今年に入って、水害により各地域で道路が寸断されています。

今の避難経路からその際の避難ルートをどのようにして、その時の最適な判断をされるのかを教えていただきたい。

（対内閣府・新潟県・柏崎市・刈羽村への質問）

（回答）

1．　国と関係自治体が参加する「地域原子力防災協議会」で取りまとめた「緊急時対応」において、原子力災害が発生した際の避難は、主要な避難経路に加え、道路が寸断された場合の代替経路を予め定めているとともに、陸路が使えない場合は、海路避難や空路避難といった多様な手段で対応することとしています。

2．　また、国の原子力災害対策本部と自治体が連携し、道路の被災状況、気象状況等の情報を集め、それら情報を元に、その時点で最も適切な避難経路と避難手段を判断し、住民の皆様にお知らせします。

3．　なお、水害や気象状況の悪化により外出することで命に危険が及ぶような場合は、天候の回復や道路の啓開などにより安全な避難が可能になった段階で、避難を実施することとしています。

4．　避難の実施に当たっては、必要に応じて、警察・消防・海上保安庁・自衛隊の各組織の支援も得ながら、住民の皆様の避難を実施します。

（品田　剛委員からの意見）

高レベル放射性廃棄物処分場選定の第１段階としての文献調査を容認するとの意向を茨城県常陸大宮市が表明しましたが、茨城県（知事）は次の段階である概要調査に入った場合は反対するとの考えを示しておりました。このような意見によって、調査が進まない状況では、いつまでたってもこの議論は先には進んでいかいと思います。国がもっと前面にたって、可能性がある地域の調査を国の責任として進めていただきたいです。

（対内閣府、資源エネルギー庁）

（回答）

高レベル放射性廃棄の最終処分については所管していないことから、回答は差し控えさせていただきます。

（竹内　英子委員からの質問）

テーマ：屋内退避の運用における民間事業者等の活動継続は、実効性があるといえるのか

原子力規制委員会の示した「原子力災害時の屋内退避の運用について」では、屋内退避の指示が出ていても、住民の生活に欠かせない「継続が必要」「継続が期待される」民間事業者の活動については、活動を継続することができるとされている。

2.「継続が必要」と「継続が期待される」に含まれる活動について

（原子力規制庁・内閣府）

（1）介護福祉分野で日に数回訪問しておむつ交換や食事介助を行うホームヘルパーは、「継続が必要な活動」と考えてよいか。

（2）スーパー等の移動販売や食材の宅配事業、高齢者・障がい者宅への宅配弁当の事業は、「継続が期待される活動」と考えてよいか。

3. 原子力災害時の民間事業者との協力協定の締結について

（1）協定について国としての考えを教えてください。

（原子力規制庁・内閣府）

4. 屋内退避中においても継続が必要な民間事業者の従業員の被ばく管理は、誰がどのように行うのか。民間事業者自体が行う場合、国として民間事業者の被ばく管理のための指針の作成や、モノや人材の支援を考えているのかを教えてください。

（内閣府・原子力規制庁）

（回答）

1.　質問2の（1）及び（2）について、原子力災害対策指針関連文書「防護措置としての屋内退避の考え方及びその運用について」を所管する原子力規制庁より回答いたします。

2.　質問3について、民間事業者と締結する協定等は、それ自体によって法的な義務を発生させるものではなく、その意味で法的な拘束力のあるものではありませんが、

自治体と民間事業者との間で協定等を結ぶことは、災害時の協力に係る具体的な手順を明確化するとともに、要請を受ける事業者側との間で具体的な業務内容及び実施手順を共有すること等の点において、非常に重要な取組だと認識しています。

3．　質問4について、自治体から民間事業者に対して業務実施の要請を行うに当たっては、業務実施中における民間事業者の安全確保について、要請元である自治体が主導的に行うことが必要となります。その際、原子力災害においては、放射線による被ばくのリスクが存在するため、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくする努力をしつつ、当該リスクを管理することが必要となります。

また、原子力災害時に必要となる資機材については、「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」により、例えば、個人線量計や放射線測定機器の配備などを新潟県を含む道府県に支援しています。

― 以上 ―